

「登録喀痰吸引等事業者」実地研修手順書

1. 実地研修における留意事項

①介護福祉士に実地研修を行うには、当該実施事業所が、山梨県に「登録喀痰吸引等事業者」として登録をしている必要がある。

②実地研修の指導及び評価は、指導者研修※を修了した看護師（准看護師は不可）が必ず行う。

※指導者研修とは、国又は都道府県が実施する「介護職員等によるたんの吸引等のための指導者講習」、あるいは「医療的ケア教員講習会」を指す。

③**実地研修の対象となる介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第2項に規定する基本研修又は医療的ケアを修了していることが必要。**

※喀痰吸引等研修修了証や卒業証明書等で要件を満たしていることを確実に確認すること。

2. 実地研修手順

実地研修は、協力者の同意のもと、登録喀痰吸引等事業者が医療関係者等と連携し、安全確保体制が整備されていることが必要。

1) 実地研修協力者（又は家族）から同意を得る

- ・実地研修協力者本人又はその家族に対して実地研修の趣旨と内容を説明した上で、文書による同意を得る。

2) 医師の指示書の交付を受ける

- ・利用者の主治医等に依頼し、かく痰吸引等に係わる指示書の交付を受ける。

※指示書の交付に関して、文書料等の諸費が発生する場合がある。

3) 医師の指示書を基に、実地研修計画書を作成する

- ・医師の指示書を確認し、介護福祉士（受講生）が指導看護師と連携して、実地研修協力者ごとに「実地研修計画書」を作成する。

4) 医師の指示書及び実地研修計画書に基づき実地研修を実施する

- ・安全管理に十分配慮しつつ、指導看護師の指示のもと実地研修協力者に対して実地研修を実施する。
- ・指導看護師は受講者の実施状況を観察し、評価票を記入するとともに、注意点等を介護福祉士（受講生）に適宜指導する。

5) 指示書を交付した医師に対して報告書を提出する

- ・医師の指示書に対し、実施状況に関する報告書を作成し提出する。

6) 介護福祉士（受講生）に対して実地研修修了証を交付する

- ・実地研修にて修得すべき知識・技能を修得したと認められる介護福祉士（受講生）に対して実地研修修了証（修了した行為を明記）を交付する。

※修了証の交付を受けた介護福祉士は、社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の登録を申請する。

7) 実地研修修了証の交付状況について管理簿を作成し永年管理する

- ・交付した介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成し保管する。

8) 実地研修修了証の交付状況について定期的に山梨県に報告する

- ・少なくとも年に1回以上は実地研修修了証の交付状況（7に示す内容）を山梨県に報告をする。

3. 実地研修の内容及び評価方法

<実地研修の内容>

行 為	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※上記の内、必要な行為を各実施回数以上実施する。評価結果が不成功でも1回に含めてよい。

<実地研修の評価>

1) 評価方法

- ①各行為の指導評価票の全ての項目ごと下記基準で評価を行う。
- ②指導評価票全ての項目が「ア」と判定された場合は、その回の評価結果は成功となる。

ア	1人で実施できる。評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。評価項目について、手順を抜かしたり、間違えたりした。実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。評価項目について、手順を抜かしたり、間違えたりした。その場では見過ごせないレベルにあり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにない。

2) 修了認定の基準（下記基準をどちらも満たす必要がある）

- 当該行為において、最終的な累積成功率が70%以上であること
- 当該行為において、最終3回のケア実施において不成功が1回もないこと

例：口腔内のたんの吸引（10回以上）の場合の合否

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	…	累積成功率	最終3回	修了認定
受講生A	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○						70%	全て成功	合格
受講生B	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×						90%	不成功あり	不合格
受講生C	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○		71%	全て成功	合格

<指導看護師の評価のポイント>

①指導看護師の独自の考えで指導は行わない

※指導看護師の、吸引・経管栄養などの技術手順が自己流で実施されていないかも留意する

②指導看護師は公平な評価を行う

③実地研修中であっても、利用者の状態変化が見られた場合は途中で中断し、利用者の安全確保を優先させる

4. 実地研修中の事故等の報告

- 実施研修において、事故が発生した場合には、速やかに看護師や医師等に報告し、適切な措置を講じる。
- ヒヤリハットレポートや事故報告書を作成し、収集した情報から、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。
- 事故等に備え、事業所においては損害賠償保険に加入しておく。

5. 罰則規定

事業者の登録を受けずに喀痰吸引等業務を行った場合の他、登録適合基準に満たない場合や、虚偽の報告が行われた場合には、登録取消や、罰金刑の対象となる。

関係法令や通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」を熟読し、適正に行うことが必要。

実地研修受講生が行える標準的な範囲

	喀痰吸引	経管栄養
<p>研修受講生が行うことができる標準的な許容範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>咽頭より手前の範囲</u>で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引すること。 • 鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ「吸引チューブを入れる方向を適切にする」、「左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる」、「吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく」等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多い。 • 気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、<u>気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること</u>。 <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">※人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意する。</p>	<p>経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、<u>開始後の対応は研修受講者によっても可能</u>。</p>
<p>研修受講生が<u>行うことができないもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奥までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険性があり、<u>咽頭より奥の気道の喀痰吸引</u>については許容範囲としない。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認</u>については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としない。 • <u>胃ろう、腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認</u>について、研修受講者の実施の許容範囲としない。